

県南広域振興局長告示第 127 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目 4 番 55 号	社団法人岩手県看護協会立東磐井広域大東訪問看護ステーション	社団法人岩手県看護協会立東山訪問看護ステーション	東磐井郡大東町渋民字大洞地 55 番地 8	一関市東山町長坂字西本町 115 番 1	平成 17 年 9 月 1 日
社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目 4 番 55 号	社団法人岩手県看護協会立東磐井広域千厩訪問看護ステーション	社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	東磐井郡千厩町千厩字北方 17 番地 9	一関市千厩町千厩字町浦 32 番地 2	”